

## 税

TAX

## 償却資産の申告

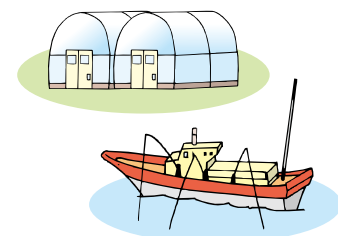
法人や個人で工場や事務所、アパート、農業などを営んでいる方が所有している事業用の有形減価償却資産のうち、土地、家屋、自動車（軽自動車含む）以外のものは、償却資産として固定資産税の課税対象となり、

## 償却資産の対象となる資産(例)

| 区分           | 資産                                                                         |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------|
| ① 構築物        | 温室・育苗用ハウス、ビニールハウスやアクリルハウスなどの各種ハウス・アパートのフェンス・駐車場の舗装 など                      |
| ② 機械および装置    | 暖房機・温風機・消毒機・結束機・花選別機・花用冷蔵庫・灌水設備・二重カーテンなどの農業用機械および装置、旋盤・プレスなどの産業用機械および装置 など |
| ③ 船舶         | ボート・漁船 など                                                                  |
| ④ 航空機        | 飛行機・ヘリコプター など                                                              |
| ⑤ 車両および運搬具   | フォークリフト・構内運搬車 など                                                           |
| ⑥ 工具・器具および備品 | エアコン・パソコン・机・いす・陳列ケース など                                                    |

申告が必要です。

原則として、決算のときに減価償却資産として計上したものは、



すべて対象となります。ただし、構築物であっても家屋として固定資産税の対象となるものや、自動車・原動機付自転車および一部の農耕用トラクターなどの自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは償却資産の範囲から除かれます。

所有している償却資産に変更がなくても、取得価額の合計が免税点以下であっても、申告は毎年必要です。該当する資産がある場合は、平成24年1月1日現在の所有状況を1月31日（火）までに申告してください。申告書は12月中に送付します。

## ◆電子申告について

インターネットで地方税の手続きができる「エルタックス」を利用して、償却資産の申告が可能です。詳しくはエルタックスホームページ (<http://www.eltax.jp/>) をご覧ください。

## ▼税務課

TEL 23局3510 FAX 23局0180

## 法定調書の提出

給料・報酬・料金・利子・配当などを一定額以上支払った場合は、支払先の住所・氏名・支払額などを記載した書類（法定調書）を税務署に提出してください。

平成23年分の提出期限は1月31日（火）です。法定調書の作成や提出の仕方など、詳しくは直接お問い合わせください。

## ▼豊橋税務署

TEL (0532) 52局6201

## 市税の休日収納窓口を開設

平日に納税することが困難な方のために、休日収納窓口を開設します。



▼日時 12月25日（日）午前8時30分～午後5時  
▼場所 市役所南庁舎1階ロビー  
▼業務内容 市税の収納、市税等口座振替申込書の受付

## ▼税務課

TEL 23局3509 FAX 23局0180

## 寄付

DONATION

次の方々からご寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

▼10月3日、東部中学校協力会様、同校歴代PTA会長会様、同校同窓会様から東部中学校開校50周年記念事業のため、屋外時計塔1基。

▼10月4日、近藤喜久生様から文化振興のため、キルト作品2点。

▼10月27日、株式会社ジップドラッグ様から環境保全活動のため、金12万758円。

▼11月2日、三河ミクロン株式会代表取締役 彦坂直政様から市立小中学校・保育園の花いっぱい運動の推進および環境教育の向上のため、草花用培土バラ33㎡、袋840袋。

▼11月24日、豊橋信用金庫 理事長 吉川一弘様から地域の将来を担う子どもたちの健やかな成長のため、図書カード235万円相当。

